

財 団 法 人 大 竹 財 団 寄 附 行 為

昭和47年 6月 8日許可
昭和48年11月23日改定
昭和50年 1月27日改定
平成11年 6月29日改定
平成19年 6月25日改定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人大竹財団と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中央区日本橋3丁目4番15号に置く。

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的および事業

(目 的)

第4条 この法人は、人類が過去においておかして来た地球上最大の残酷事たる戦争は、人口と物量との不均衡に起因する点大なるものがあるので、その原因を除去することこそ人間社会福祉に貢献する所以と考え、社会保障、生活環境の向上保全等により、人類の福祉を図り、一方合理的家族計画によって、人口政策の樹立および人口を適正化する思想の普及、および活動をもって、人口問題、優生保護問題を解決するために、諸般の調査、研究、推進活動を行ない、かつ、これ等に関連する諸団体との連絡を図り、もって人類の平和の為に、社会開発に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. (i) 従来 of 地球上の人口の増加率のペースで行くと、西暦2020年には70億人に達し、西暦2070年前後には、人口と物量とが完全に不一致をみることになる。この状態を回避するには、“均衡状態”の保持が必要であり、その為には、家族計画の実施、有効物量の再利用法等が考えられる。

従って、この手段、方法の調査、研究を行なう。

② 人類平和の為の社会保障、生活環境水準の向上、安全の開発に関する基礎的かつ総合的な調査、研究を行なう。

2. 1項に関する情報および資料の収集
3. 1項に関する研究成果の普及
4. 人類の最大の不幸たる戦争を地球上よりなくする為の手段、方法の調査、研究
5. その他社会開発に関する調査、研究に必要な業務

第3章 資産および会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次のとおりとする。

1. この法人設立当初寄付にかかる別紙財産目録記載の財産
2. 資産から生ずる果実
3. 事業に伴う収入
4. 寄 付 金 品
5. その他の収入

(資産の種類)

第7条 この法人の資産は、基本財産および運用財産の二種類とする。

基本財産は、次の各号をもって構成し、運用財産は、基本財産以外の財産とする。

1. 別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産
2. 基本財産と指定して寄付された財産
3. 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事会の議決に基づき理事長が管理する。

第9条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむをえない事情あるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経た上、主務官庁の承認をうけて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(経費の支出)

第10条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産で支弁する。

(予 算)

第11条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て主務官庁へ届出なければならない。変更の場合も同様とする。

(決 算)

第12条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後三ヶ月以内に理事長が作成し、財産目録、事業報告書および財産増減事由書と共に監事の意見をつけて、理事会の承認を得た上で主務官庁に報告しなければならない。

この法人の収支決算により剰余金があるときは、理事会の議決によりその一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(義務の負担等)

第13条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、または権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経た上主務官庁の承認を受けなければならない。当該会計年度内の収支をもって返還する一時借入金以外の借入金もまた同様とする。

(会 計 年 度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 役員、評議員および事務局

(役員の種類)

第15条 この法人には次の役員を置く。

理事 7名以上12名以内

監事 3名以上5名以内

(役員を選任)

第16条 理事および監事は評議員会でこれを選任し、理事は互選により理事長1名、常務理事3名以内を定める。

理事のうちには、相互に親族その他特殊の関係がある者が、理事現在数の3分の1を越えて含まれてはならない。

監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む）および職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事長、常務理事の職務)

第17条 理事長は、この法人の事務を総括し、この法人を代表する。

理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名した常務理事が、その職務を代行する。

常務理事は理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事する。

(理事会)

第18条 理事会は、理事をもって組織し、この法人の業務につき議決する。

(監事の職務)

第19条 監事は民法第59条の職務を行なう。

(役員任期)

第20条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期

間とする。

役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

役員に、この法人の役員としてふさわしくない行為があったとき、または特別の事情あるときは、評議員会の同意および理事会の議決により当該役員を解任することができる。

(役員報酬)

第21条 役員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

常勤役員には、評議員会の同意を経て報酬を与えることができる。

(評議員)

第22条 この法人には、評議員15名以上30名以内を置く。

評議員は理事会において選任し、理事長これを任命する。

評議員のうちには、相互に親族その他特殊の関係がある者または役員の1人と親族その他特殊の関係がある者が、評議員現在数の3分の1を超えて含まれてはならない。

評議員は評議員会を構成し、評議員会はこの寄付行為に定めた事項、理事長および理事会の諮問事項を評議し議決する。

第20条は、評議員に準用する。

(事務局)

第23条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長および職員若干名を置く。

事務局長および職員は、理事長が任免する。ただし、理事会で特別の議決をしたときは、理事長はその議決に従わなければならない。

事務局長および職員は有給とし、その額は理事会において決定する。

第5章 会 議

(理事会の開催)

第24条 理事会は定例理事会および臨時理事会とし、定例理事会は毎年2回開催する。

臨時理事会は、理事長が必要と認めたときおよび理事現在数3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき開催する。

理事会は理事長がこれを招集し、議長は理事長が就任する。

(定 数)

第25条 理事会は理事現在数の3分の2以上が出席しなければ開催できない。

理事会の議決は、この寄付行為に別段の定めある場合を除き、理事現在数の過半数をもってこれを決するものとする。予め書面により当該事項につき意思表示をした理事は前二項につき、これを出席者として取扱う。

(諮 問 事 項)

第26条 理事会は、次に掲げる事項については、予め評議員会の同意を得なければならない。

1. 事業計画の収支予算
2. 不動産の買入れ及び基本財産に関する事項
3. その他この法人の業務に関する重要事項にして、理事長が必要と認めた事項

(評議員会の開催)

第27条 第24条、第25条の規定は、これを評議員会に準用する。

(議事録の作成)

第28条 すべての会議について議事録を作成し、議長および出席者中議長の指名した2名以上がこれに署名押印する。

第6章 寄付行為の変更および解散

(寄付行為の変更)

第29条 この寄付行為は、理事現在数および評議員現在数の各3分の2以上の多数決および主務官庁の認可をうけて変更することができる。

(解 散)

第30条 この法人は、理事現在数及び評議員現在数の各4分の3以上の多数決および主務官庁の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第31条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ主務官庁の承認をうけて、この法人の目的に類似の公益法人に帰属させるものとする。

第7章 補 則

(名誉会長等)

第32条 この法人には名誉会長、顧問および賛助会員を置くことができる。

名誉会長および顧問は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。この任期は1ヶ年とする。

名誉会長および顧問は、理事長の諮問にこたえる。

賛助会員はこの法人の事業に賛同し、入会を申込んだ個人または団体の代表者とする。

賛助会員は理事会の定める会費を納入する義務を負い、理事会の定める事業に参加する権利を有する。

(細則の制定)

第33条 この寄付行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

第 3 4 条 この法人の設立当初の役員は別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第 2 0 条の規定にかかわらず、最初の会計年度終了の日をもって満了するものとする。

第 3 5 条 この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第 1 1 条の規定にかかわらず別紙事業計画書および収支予算書のとおりとする。